

平成28年第3回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成28年10月14日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 議案第51号 羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例制定について
日程第 6 議案第52号 羅臼町災害弔慰金等支給の特例に関する条例制定について
(日程第5 議案第51号及び日程第6 議案第52号
2件一括)
日程第 7 議案第53号 羅臼町災害見舞金支給条例制定について
日程第 8 議案第50号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	企画振興課長	川端達也君
産業課長	八幡雅人君	総務課長	対馬憲仁君
税務財政課長	鹿又明仁君	納税担当課長	中田靖君
環境生活課長	堺昇司君	保健福祉課長	太田洋二君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括支援センター課長	斉藤健治君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	大沼良司君
公民館長	石田順一君	会計管理者	仙福聖一君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田伸哉君 次 長 上部健太君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成28年第3回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番松原臣君及び8番鹿又政義君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

平成28年第3回臨時会の開催を御案内いたしましたところ、議員皆様に御出席を賜りましたこと、大変まことにありがとうございます。

お許しをいただきましたので、行政報告2件を御報告させていただきます。

1件目は、大雨による土砂災害の発生についてであります。

羅臼町では、8月15日から降り続いた記録的な大雨により、海岸町地区で8月24日に大規模土砂災害が発生し、復旧作業が行われ、時間規制による片側交互通行が続いておりましたが、根室振興局や釧路建設管理部の御尽力により、9月19日18時に規制解除されました。

引き続き、復旧作業が行われている中、9月9日には、24時間の総雨量が183ミリを記録する異常事態に見舞われ、再び土砂災害が発生いたしました。

この間、国道では、9月9日19時50分ごろ、礼文町ソスケ地区で土砂崩れが発生し、道路パトロールのために現場で監視を行っていた、増川勝彦氏61歳がこの土砂崩れに巻き込まれて犠牲となりました。本当に痛恨のきわみで、犠牲となられた方の無念さを思うと言葉もありません。亡くなられた増川勝彦様の御冥福をお祈りし、御家族の皆様にお悔やみを申し上げるものです。

国道の被災箇所につきましては、崩れた土砂が車道を塞いでいたため、一時的に通行止めとなりましたが、釧路開発建設部の御尽力により、復旧作業が順調に進み、翌日の10日18時から片側交互通行が可能となりました。

なお、現状の歩道部分を利用して車道を2車線確保し、歩道は海側にせり出して設置する工事が進められておりましたが、昨日13日11時に規制解除されています。

また、道道では、9月9日17時ごろから10日未明にかけて、北浜で2カ所の土砂崩れ、瀬石でも土砂崩れや大きな岩が崩落し、昆布浜では海岸町の大規模土砂災害をしのぐ規模の土砂崩れが発生するなど、北浜以北の5カ所で災害が発生いたしました。

特に、昆布浜で発生した土砂崩れにより、崩れた土砂が車道を塞ぐとともに電柱もなぎ倒され、道道が通行止めになったことに加え、昆布浜以北では、停電の発生、電話や共聴テレビが不通となり、携帯電話もつながりにくくなるなど多大な影響が出ていました。

なお、復旧作業に当たっては、釧路建設管理部と連携を図りながら、復旧対策に全力を挙げていますが、地域住民の皆様には大変御心配をおかけしたことを申しわけなく感じているところであります。

特に、北浜以北に点在する番屋で作業している漁業者の皆様には、定置漁業の網入れ作業や昆布の製品づくり作業などの最盛期であったため、御不便をおかけいたしました。道道で被災しました5カ所のうち、北浜2カ所と瀬石の土砂崩れの仮復旧作業が完了し、

昆布浜以北では一部通行可能となり、その後、15日には電気、固定電話、携帯電話、共聴テレビが全て復旧したところです。

現在、釧路建設管理部では、昆布浜の大規模な土砂崩れと瀬石の転石の復旧方法について検討をされているところではありますが、復旧のめどが立っていない状況にあります。

このことから、羅臼漁業協同組合の御協力により、昆布浜以北のいわば孤立状態になっている漁業者への対応として、16日には買い物などのために指導船の運航を行い、18日から昆布浜の緊急車両が通行可能となったことを受け、釧路建設管理部の御協力により、22日からは不定期ではありますが、通行者及び時間限定での一時通行が行われているところです。

また、9日には、自民党道連・議員会の災害現場の視察が行われましたので、昆布浜の土砂災害現場を視察していただき、通行どめにより昆布浜以北が孤立状態になっている状況などを説明させていただきました。また、昨日、13日午前には高橋知事の献花と、礼文町と海岸町の災害現場の視察をしていただいたところでもあります。今後も引き続き、釧路建設管理部、羅臼漁業協同組合と連携を図りながら、一日も早い復旧に向けて取り組んでいく次第であります。

なお、復旧工事の方法等によっては、一時的な通行どめなども予想されますので、地域の皆様には御理解と御協力をお願いするものであります。

2件目は、火災の発生についてであります。

平成28年中、2件目の火災が発生しておりますので、御報告いたします。

この火災は、平成28年9月22日木曜日午後4時53分に覚知した、八木浜町324番地の村田正敏さん宅の台所横壁が約2平方メートル焼損した火災であり、火元関係者からの通報を受けて消防署から2台、消防団からも4台の消防車両が出動しました。

先着した管轄する第3分団が住人の安否を確認するとともに、消防署から到着した消防隊と合流して消火活動を実施、午後5時47分に火炎及び延焼のないことを確認しましたので鎮火といたしました。

出火原因は、現在調査中です。

なお、この火災により羅臼町の無火災が176日でストップしたことをあわせて御報告いたします。

空気が乾燥し火災が発生しやすい季節ですが、今後も消防団との連携を深めながら、啓蒙・啓発を通じ、より一層町民の皆さんへ火災予防の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第51号 羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例
制定について

◎日程第6 議案第52号 羅臼町災害弔慰金等支給の特例に関する

条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第51号羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例制定について及び日程第6 議案第52号羅臼町災害弔慰金等支給の特例に関する条例制定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、参考資料等で簡単明瞭に説明を願います。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 4ページをお開き願います。

議案第51号羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例制定について、また、議案第52号、さらに議案第53号、議案第50号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算につきましても、副町長及び担当課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の4ページをお願いいたします。

議案第51号羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例制定について。

羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例を別紙のとおり制定する。

まず、条例制定の趣旨でございますが、災害弔慰金等につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に基づき取り扱われることとされており、各市町村においては、この法律の規定に準拠した条例の制定が必要となるものであります。

なお、本来であれば、法律が制定された昭和48年以降、条例の制定が行われていなければならぬものでありますが、当町においては現在まで当該条例の制定がなされていないことから、このたびの大雨災害発生を契機として改めて条例制定するものであります。

また、制定する条例につきましては、議案5ページから9ページまでに記載しておりますが、第1章総則、第1条の目的から第5章補則、第16条の規則への委任まで多岐にわたりますことから、説明につきましては、お手元に配付の別冊の参考資料の1ページ、資料1、羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の概要によりさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、制定条文の説明をさせていただきます。

第1章総則、第1条目的です。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資

金の貸し付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的と定めるものです。

続きまして、第2条定義です。

この条例において、「災害」と「町民」の用語の定義をそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、第2章災害弔慰金の支給、第3条災害弔慰金の支給です。

町は、町民が令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものと定めるものです。

なお、令第1条に規定する災害につきましては、対象災害は自然災害で、災害の範囲等につきましては次のいずれかに該当する災害とされており、一つ目として、1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害を初め、以上の四つの災害とされております。

2ページをお願いいたします。

続きまして、第4条災害弔慰金を支給する遺族でございます。

災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位を定めるものです。

遺族の順位につきましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹と定めるものでございます。

続きまして、第5条災害弔慰金の額でございます。

災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、生計維持者が死亡した場合は500万円、その他の者が死亡した場合は250万円と定めるものです。

続きまして、第6条死亡の推定でございます。

災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものと定められております。

3ページをお願いいたします。

続きまして、第7条支給の制限でございます。

弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しないと定めるものでございます。

一つ目として、当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合。

二つ目として、令第2条に規定する場合として記載している、アの災害救助法第12条の規定により支給される扶助金のほか、四つのうちのいずれかに該当する場合。

三つ目として、災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合とされております。

続きまして、第8条支給の手続です。

町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとし、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができると定めるものです。

4 ページをお願いいたします。

続きまして、第3章災害障害見舞金の支給、第9条災害障害見舞金の支給です。

町は、町民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったときに法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民に対し、災害障害見舞金の支給を行うものと定めるものです。

なお、法別表に掲げる程度の障害につきましては、記載しています1の両目が失明したもののほか九つのうちいずれかに該当する障害とされております。

続きまして、第10条災害障害見舞金の額でございます。

障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、生計維持者250万円とし、その他の場合は125万円と定めるものでございます。

続きまして、第11条準用規定です。

第7条支給の制限及び第8条支給の手続の規定は、災害障害見舞金について準用すると定めるものです。

5 ページをお願いいたします。

続きまして、第4章災害援護資金の貸し付け、第12条災害援護資金の貸し付けです。

町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援助資金の貸し付けを行うものと定めるものです。

なお、令第3条に規定する災害及び法第10条第1項に掲げる被害につきましては、対象災害は都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害で、負傷または住居、家財に被害を受けた状況につきましては、記載している1の世帯主の一か月以上の負傷から5のいずれかの被害とされております。

6 ページをお願いいたします。

続きまして、第13条災害援護資金の限度額等です。

災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ定め、償還期間は10年とし、据え置き期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書（内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合）の場合は、5年）と定めるものでございます。

一つ目の、世帯主の一か月以上の負傷は150万円。

二つ目として、家財の3分の1以上の損害の場合も150万円。

三つ目として、住居の半壊の場合は170万円。

四つ目として、住居の全壊の場合は250万円。

五つ目として、住居の全体が滅失もしくは流失の場合は350万円となりますが、世帯主が一か月以上の負傷を負い、家財の3分の1以上の損害の場合は250万円、同じく住居の半壊の場合は270万円、住宅の全壊の場合は350万円となります。

なお、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等

特別の事情がある場合は、括弧内の額となるものでございます。

続きまして、第14条利率です。

災害援護資金は、据え置き期間中は無利子とし、据え置き期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%と定めるものです。

7ページをお願いします。

続きまして、第15条償還等です。

災害援護資金は、年賦償還または半年賦償還とし、償還方法は、元利均等償還と定め、償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものと定められております。

なお、法第13条第1項の規定及び令第8条から第12条までの規定につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、第5章補則、第16条規則への委任です。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものです。

最後に、附則です。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年8月15日以後に生じた災害について適用すると定めるものです。

なお、適用日につきましては、大雨が断続的に降り始めた8月15日以後の災害により被災された町民を対象とするため、8月15日以後に生じた災害としております。

なお、8ページには、資料2、災害弔慰金、災害障害見舞金の概要、9ページには、資料3、災害援護資金の概要を、国の制度の要約版としてそれぞれ掲載しておりますので、後ほど、お目通し願います。

続きまして、議案に戻りまして、議案の10ページをお願いいたします。

議案第52号羅臼町災害弔慰金等支給の特例に関する条例制定について。

羅臼町災害弔慰金等支給の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

まず、条例制定の趣旨でございます。

災害弔慰金等につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき取り扱われますが、当町に多大な被害をもたらした8月15日からの大雨等による災害につきましては、この法律における災害の対象には該当しないため、災害弔慰金等の支給対象とはなりません。しかしながら、8月15日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨により北海道や岩手県を初め、各地に甚大な被害をもたらした災害について激甚災害に指定されたことなどに鑑みて、北海道ではこの災害により被災した被災者に市町村が支給する災害弔慰金及び災害障害見舞金に対して国の負担分2分の1を含めた4分の3を負担する特例の扱いをすることとなりましたので、当町といたしましても先ほど説明させていただきました羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の適用とならない被災者に対して、災害弔慰金等を特例的に支給することを目的に条例制定するものであります。

また、制定する条例につきましては、議案の11ページに記載しておりますが、第1条

の目的から第8条の規則への委任までにわたりますことから、説明につきましてはお手元に配付の別冊参考資料の10ページ、資料4、羅臼町災害弔慰金等の支給の特例に関する条例の概要によりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、制定条文の説明をさせていただきます。

第1条目的です。

この条例は、平成28年8月15日からの大雨被害等により町内に発生した災害により被災した町民に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行い、町民の福祉の増進を図ることを目的と定めるものです。

続きまして、第2条対象となる災害です。

この条例の対象とする災害は、町内で発生した次のいずれかの災害と定めるものです。

一つ目として、平成28年8月15日からの大雨による災害。

二つ目としまして、平成28年の台風第7号、台風第9号、台風第11号または台風第13号のいずれかの台風による災害及び当該台風から変わった低気圧の影響を受けた暴風雨等による災害。

続きまして、第3条災害弔慰金等の支給です。

災害弔慰金等の支給につきましては、羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定を準用すると定めるものでございます。

続きまして、第4条災害弔慰金を支給する遺族でございます。

災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、支給条例第4条の規定による範囲とし、その順位は、支給条例第4条各号に掲げるとおりと定めるものです。

遺族の順位につきましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹と定めるものでございます。

続きまして、第5条災害弔慰金等の額でございます。

災害弔慰金等の額については、支給条例の規定を準用すると定めるものです。

一つ目として、災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、生計維持者が死亡した場合は500万円、その他の者が死亡した場合は250万円。

二つ目として、障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、生計維持者は250万円とし、その他の場合は125万円としております。

11ページをお願いします。

続きまして、第6条災害弔慰金等の支給の制限でございます。

災害弔慰金等は、支給条例第7条に該当する場合には支給しないと定めるものです。

一つ目として、当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合のほか、二つを定めております。

続きまして、第7条災害弔慰金等の支給の手続でございます。

町長は、災害弔慰金等の支給を行うべき事由があると認めるときは、支給条例第8条の規定に準じて支給を行うものと定めるものです。

町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとし、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができると定めるものです。

続きまして、第8条規則への委任です。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものです。

12ページをお願いいたします。

最後に、附則です。

この条例は、公布の日から施行すると定めるものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

7番松原臣君。

○7番（松原 臣君） ただいま説明をいただきましたけれども、この条例が制定されていなかったということを、委員会でも質問されて、改めてこの条例が制定されなかった理由を聞きたいというふうに思います。まず1点目、それをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 羅臼町の災害見舞金支給条例、これにつきましては当初から制定をしていたところでありまして、国の法律に準じてそれぞれの市町村が設けなければならなかった、羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例につきましては、今日まで制定されていなかったということにつきまして、各常任委員会でお話をさせていただいておりまして、当初失念ということもあったということでありまして、大変申しわけなく思っているところでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 委員会でも課長に聞いたら、なかなかさかのぼってもわからないという答えだったものですから、今後、ぜひ気をつけていただきたい。この条例を含めて整理されていないものがあるのではないかと心配もあるのですよ。そこで、町長にお願いしたいのですけれども、再度、この条例を含めて再点検といたしますか、年内は無理でしょうけれども、できる限り早い再点検をして、確認をぜひお願いしたいと思います。そこら辺、町長、いかがですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの松原議員の御質問に関してですけれども、この条例が制定されていなかったということに対しましては、そのとき、もう大分前ですけれども、手続の不足であったということで大変申しわけないというふうに思っております。

また、今御質問のありました、ほかにもこういった漏れているものがあるのではないかとということに関して、各それぞれの課に戻しまして、そういうものがないか、再度、確認作業を行いたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 大事な条例でございますので、早い時期に再点検をぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

宮腰實君。

○4番（宮腰 實君） 参考資料で御説明いただきました中で、第7条、3ページですか、3ページと11ページに出てまいりましたけれども、支給の制限というところがございます。この支給の制限の中で、3、災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるというようなときには支給がなされないという文言がございます。通常、避難勧告と避難指示というものの差を本当に住民が完全に理解していらっしゃるかなという不安があります。避難指示、こういうなされないということが、これが支給の制限につながるというようなことがあると、よくわからないままで流れてしまって大変気の毒なことになりますので、折に触れて、避難指示というのがどういう力を持っているのか、あるいはどういう重さを持っているものかというのを、私ども町内会なんかでももちろん一生懸命そういう努力はいたしますけれども、町のほうでもまた御努力を願いたいと思います。

それから、例えば、この指示を聞き取れたかどうかという、結構、私、各家庭を回りますと、年配の人なんかでうるさいからといって防災無線を切っちゃったりするんですね。それから年配の人の家庭では、電池切れしてしまっていてわからないだとか。時々、週1回ですか、月1回ぐらいでしょうか、総務の方が防災無線は聞こえていますかと言いながら町歌を流してらっしゃるのですけれども、切れているところに幾ら聞こえていますかと言っても、聞こえないのですね。ですから、これもまた折に触れて御努力いただけないかと。私ども町内会のほうとしても、住民になるべくそういうことに折に触れてお話するようにいたしますので、町のほうでもぜひ御努力をお願いいたしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの支給の制限についてでありますけれども、今御質問のありました、例えば避難指示に従わなかったらどうするのだと。その後にある特別の事情というところでの判断も、私、町長の立場としてはしなければいけないというふうに思っております。ただ、この制限がないということにはなりませんので、ここについてはしっかりその事情を把握した上で、この支給に対して判断を下していくことになるのだというふうに思っております。

また、防災無線、それからこういった避難指示のありようですね、避難指示・避難勧告がどういうものか、これについては今までも町としても町民に対して啓蒙啓発してきたつもりではありますけれども、さらに町内会等々のお力をいただきながらも、この災害に対する防災意識というものをさらに強めてまいりたいというふうに思っておりますし、ま

た、防災無線に関しましては一軒一軒聞こえているかどうかということを確認することができないということもありますので、これもまた一人一人の防災意識の向上に努めてまいりたいかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第51号及び議案第52号の2件を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第51号羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第51号羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号羅臼町災害弔慰金等支給の特例に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第52号羅臼町災害弔慰金等支給の特例に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第53号 羅臼町災害見舞金支給条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第53号羅臼町災害見舞金支給条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の12ページをお願いいたします。

議案第53号羅臼町災害見舞金支給条例制定について。

羅臼町災害見舞金支給条例を別紙のとおり制定する。

まず、条例制定の趣旨でございます。

災害により被害を受けた町民に対する見舞金の支給につきましては、既に罹災者に対する弔慰金の支給及び見舞に関する条例を制定しているところですが、昭和47年9月の制

定後、昭和54年12月に一部改正され、既に37年を経過していることに加えて、現在まで全国的にも大規模な災害が数多く発生している状況などから、見直しの必要が生じているところでありますが、このたびの大雨災害発生を契機として他の市町村の支給基準を参考に、改めて条例制定し既存の条例を廃止するものであります。

また、制定する条例につきましては、議案13ページから14ページまでに記載しておりますが、第1条の目的から第8条の委任までにわたりますことから、説明につきましては、お手元に配付の別冊の参考資料の13ページ、資料5、羅臼町災害見舞金支給条例の概要によりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、制定条文の説明をさせていただきます。

第1条目的です。

この条例は、災害により被害を受けた町民に対し、応急援護として災害見舞金を支給し、町民の福祉の増進を図ることを目的と定めるものとさせていただきます。

続きまして、第2条用語の定義です。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによると定めるものです。

一つ目、「災害」。火災または暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

二つ目として「住宅」。専ら自己の居住の用に供し、現に入居している建物をいう。

三つ目、「被災者」。災害により被害を受けた者で、現に本町に居住し、住民基本台帳法による住民票に記載されている者をいう。

続きまして、第3条支給の対象です。

見舞金は、次に掲げる被災者またはその保護者もしくはその遺族に支給すると定めるものです。

一つ目として、災害により住宅が焼失、損壊、流失、埋没等の被害を受けた者。

二つ目として、災害により死亡した者。

三つ目として、災害による負傷のため入院治療を要した者。

続きまして、第4条支給の認定でございます。

町長は、災害があったときは、速やかに被害の状況等を調査し、見舞金の支給の可否を認定すると定めるものです。

14ページをお願いいたします。

続きまして、第5条見舞金の額でございます。

見舞金の額は、別表のとおりと定めるものです。

住宅見舞金、弔慰見舞金、入院見舞金の種類ごとにそれぞれの被害の区分に応じて、支給区分、世帯区分に基づきそれぞれの額を支給するものです。

被害の区分ごとの内容ですが、住宅が全焼、全壊、流失、埋没した場合、1世帯につき単身世帯で5万円、2人以上の世帯で10万円となります。

また、住宅が半焼、半壊、半流失、半埋没した場合、1世帯につき単身世帯で3万円、2人以上の世帯で5万円となります。

また、死亡の場合は1人につき10万円、けがで10日以上入院の場合1人につき1万円とそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、第6条見舞金の支給でございます。

町長は、見舞金の支給を認定したときは、速やかにその被災者またはその遺族に見舞金を支給するものと定めるものです。

続きまして、第7条適用除外でございます。

見舞金は、被災者の故意により災害が発生したとき、または羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けたときは、これを支給しないと定めるものです。

続きまして、第8条委任です。

この条例の施行について、必要な事項は町長が別に定めるものです。

15ページをお願いします。

最後に、附則です。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年8月15日以後に生じた災害について適用すると定めるものです。

二つ目として、罹災者に対する弔慰金の支給及び見舞に関する条例は、廃止すると定めるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号羅臼町災害見舞金支給条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第53号羅臼町災害見舞金支給条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第50号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第50号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第50号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,448万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億484万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款道支出金、483万円を追加し、1億3,153万円。2項道補助金、483万円を追加し、3,359万7,000円。

この補助金の内容といたしましては、ただいま可決をいただきました羅臼町災害弔慰金等支給の特例に関する条例に準じて補助を受けるものでございまして、災害弔慰金500万円のうち4分の3の375万円が北海道から受けるものでございます。

また、2点目として、災害により流出した流木処理として、10分の9、108万円を北海道から受けるものでございます。

18款繰越金、965万4,000円を追加し、1,249万7,000円。

歳入合計、1,448万4,000円を追加し、42億484万4,000円となるものでございます。

3ページ、歳出でございます。

2款総務費、812万4,000円を追加し、8億5,460万9,000円。7項防災費、812万4,000円を追加し、1,471万9,000円。

内容につきましては、4点ございます。

災害時の対応として、職員の時間外手当666万1,000円。

二つ目として、避難所開設時に伴います必要経費63万1,000円。

三つ目として、衛星電話等の通信料が22万7,000円。

四つ目として、通行どめに伴う町民の足の確保のため、観光船の借り上げに要した費用として60万5,000円でございます。

3款民生費、516万円を追加し、5億3,493万1,000円。1項社会福祉費、516万円を追加し、4億4,406万3,000円。

内容としては、3点ございます。

1点目は災害弔慰金500万円。

二つ目として、住宅被害に対する見舞金。半壊として認められた3件につきまして、5

万円の3件分で15万円。

三つ目として、入院見舞金として1件1万円でございます。

5款農林水産業費、120万円を追加し、8,701万7,000円。3項水産業費、120万円を追加し、5,177万6,000円。

この内容につきましては、流出した流木の処理費として120万円を追加するものでございます。なお、現在北海道におきまして、直轄で処理ができるかどうかという有無について検討がなされている状況でございますので、そのいかんによっては不執行となることもございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

歳出合計、1,448万4,000円を追加し、42億484万4,000円となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第50号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員